

法務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名			支障事例	見解	補足資料
51	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	出入国在留管理庁から市区町村へ市国民健康保険加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動(医療を受ける活動)である者がいたため、実態調査及び対象者のパスポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったため国民健康保険に加入していたものの、後日、医療機関からの情報提供により在留資格が特定活動(医療を受ける活動)に変更となっていたことが判明した。在留資格が医療滞在である場合には国民健康保険に加入することができない。しかしながら、住民登録がなされたまま在留資格が特定活動(医療を受ける活動等)へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を把握することができない。判明した際には多額の医療費(総額約188万円)が発生していた。	国民健康保険適用除外対象者を市区町村が把握することで、国保の誤加入、被保険者証の誤使用、不当利得の防止、医療費の適正化に繋がる。 また、外国人は国民健康保険加入手続きの際にパスポートを持参しないケースがある。この場合、パスポートを再度持参しなければ加入手続きができないため、本人の利便性にも繋がる。	国民健康保険法第6条第11項 国民健康保険法施行規則第13条第2号～4号、第13条 出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進の実施について(令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成22年12月17日付け保発1217第1号) 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年6月8日付け厚生労働省告示第237号)	法務省、厚生労働省	船橋市、横浜市、三原市		北海道、盛岡市、須賀川市、東海村、松戸市、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、三島市、津島市、京都府、大塚市、鳥取県、広島市、宇和島市、宮崎市	〇在留資格が特定活動の場合、指定書により内容を確認する必要がある。住民登録時にパスポートを持参していればよいが、持参していないことが多い。そのため、後日、指定書の届出を本人に求めることになるが、なかなか提出されず、提出までに時間を要することから、事務処理の負担となっている。また、医療目的であることが確認できなかった場合、多額の医療費が発生することになる。事実判明に伴い、資格を喪失させたとしても、出国してしまえば場合は、不当利得を回収することも困難となる。そのためにも、制度改正は必要であるとする。 〇本人からの届出ありきの制度となっているので、そこを改正する必要がある。	令和2年4月以降、特定技能外国人の国民健康保険加入促進の観点から、出入国在留管理庁から市町村へ特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供を行っているところであるが、国民健康保険法第113条の2第1項において、市町村が「公署に報告を求められることができる対象として」「被保険者資格の取得及び喪失に関する事項」が規定されていることも踏まえ、提案の実現可能性について、関係府省と検討を進めてまいりたい。	提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げる。 現行制度では被保険者資格の喪失について、本人の届出による把握に依存しているため、本人が被保険者証を使用し、しまい不当利得が発生する事例や本人が出国している場合には不当利得が回収困難となる等の課題が生じており、国民健康保険に加入できない者について市区町村へ通知することを求めるものである。 市区町村においては、特定活動にかかる指定書の確認事務や実態調査等の事務が必要になっているが、提案の実現による当該事務の効率化や、本人がパスポートを持参のうえ届出することが不要となるという利便性向上の観点からも、関係府省間での検討・調整を早急に行い、令和4年度から情報提供をしていただきたい。		
212	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	地籍調査における既存公園と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公園と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	地籍調査の成果(地籍調査による筆地立会いや測量により決定した境界)について、既存公園(和紙公園等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公園は、距離や形状、長狭物の幅や境界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公園の境界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の回数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。 また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後再立会いを実施するため、当該箇所に対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公園との乖離による境界点や筆界線などの程度の修正が可能かの基準が不十分なために、地権者への説明及び理解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公園と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施。それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を説明していただきたいというが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公園を完全に遵守するのでは、公園と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもの、形状や距離等の公園の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。	地籍調査の迅速かつ円滑な実施が可能となり、地籍調査の進捗率の向上に資するとともに、地籍調査の効率的な実施が可能となり、調査の実施に伴う業務及び費用の負担軽減等が期待できる。	国土調査法による不動産登記に関する政令 国土調査法	法務省、国土交通省	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町	盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、那須谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県	〇現状ではなく公園に基づき立会を求めることにより、隣接所有者双方の合意が得られず、場合によっては筆界未定となる可能性がある。また地籍調査事業の目的は、地籍を明確にして、災害発生時の速やかな復旧作業の促進、土地利用を促進することであるが、筆界未定により目的を阻害する原因となっている。筆界未定も地籍調査の成果との考え方もあるかと思うが、現地に隣接所有者が存在し、立会いの実施が可能であるのに、公園と現状との乖離の差を埋める事が出来ない。 〇公園と矛盾があると判断されると、現状では、地図訂正若しくは、再度立会いにより公園と矛盾ない新たな境界を再設定するなどの対応もなければならぬ。地籍調査は大規模面積を調査するため、公園と合わない箇所も多くあり、その処理は実施主体の大きな負担である。(また、山林部では、公園の精度がより低く、地図混在、地所不明等の問題が多いと言われている)。確認出来なくなることが危惧されるため、着手地区の増加に繋がらない。そもそも、公園との差異は、公園作成時の誤り、現地復元精度の低さ、土地交換・区画の整理や災害復旧等による土地形状の変更、高度経済成長期の宅地化に伴う分筆・地図訂正等の誤りなどの原因から数多く存在する。地籍調査は、現在の地租改正作業とも並べ、公園を元に調査範囲を作成し、公園よりも精度の高い復元性のある測量作業により、集団和方式と同様に所有者等と立会い確認し、全筆調査のうえ、最新の土地境界を表す地図を作成している。地籍調査の進捗率が低く、調査完了までかなりの年数がかかる見込みの中、調査率の向上のため、速くは法務局備付地図の整備を推進するため、例えば、地籍調査による訂正を理由に地図の作成、更新を行う方法など、地籍調査の成果の取扱いと手続きの簡略化を求める。 〇字界毎の公園が、接合すべき字界線の形状と異なり、接合できないケースも見られる。これらの公園の相違は法務局が自ら訂正するのではなく、関係地権者全ての同意を取得しなければ(地権者からの申し出がなければ)地図訂正が出来ない状況。土地の境界線については、現地が優先であり、古い公園は縮尺が示されていても、現地の形状が変わっているケースもあるため、現地立会いにおいて、その土地の概形を示す資料の位置付けに留意するのではないかと考える。そのため、法務局においては、地籍調査において関係地権者全員との協議を了した筆界線について、既存公園と多少の乖離があっても正式なものとして取り扱ってもらえれば、法務局との個別協議や関係所有者との再立会、また再度の作図がなくなり、調査の効率化が図れることが期待出来る。 〇公園と異なる場合に法務局と協議した結果、地籍調査の調査したように成果を作成してもよいとなったとしても、地籍調査事業の成果を収める前に誤り訂正や地図訂正にて修正するように法務局から指示がある。このような場合は、同意をいただいている地権者に再度連絡を取り、説明に伺い説明の上申請書等を提出することになる。最終的には地籍調査での調査結果となるため、このような手続は省略してもらいたい。また、事前に登記官に相談をし、事業を進めていても、登記時に登記官が変わり説明でも理解してもらえず、再協議を行う場合も多々ある。法務局の意見を明確にし、統一することにより円滑に事業が進む。 〇当前においても、以前は管轄法務局の登記官により意見方針等が相違する場合があったと認識している。また、職員が新任の場合には、不慣れな面もあることから、修正方針を統一・明確化したマニュアル策定が望ましい。					

法務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 円滑な事務運営のため提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>既に適正な在留資格及び住所を有し、国民健康保険に加入している外国人が、在留資格の変更により国民健康保険法施行規則第1条第2号から第4号までに規定する者(以下「規則該当者」という。)となった場合については、当該者からの届出がなければ、市町村において資格喪失の機会を把握することができず、資格喪失後受診があった場合の把握が遅れる可能性がある。</p> <p>そのため、ご提案の規則該当者に係る通知については、令和2年4月から実施している出入国在留管理庁から市町村に対する特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供に係るスキームを活用し実施することを想定しており、具体的な通知対象者の範囲及び実現時期等については、令和3年度中に結論を得ることとしたい。</p>	<p><令3> 5【法務省】 (4)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p><令4> 5【法務省】 (5)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する当該者の情報提供を令和5年度中に開始する。 (関係府省:厚生労働省)</p>	システム改修等を実施	令和5年5月	<p>出入国在留管理庁、厚生労働省、国民健康保険中央会において、情報提供に係る確認書を締結し、厚生労働省において地方自治体向けに「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について」(令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を先出した。必要なシステム改修等を実施し、令和5年5月から提供を開始した。</p>	
<p>【奈良県】 地籍調査における筆界の調査方法の基準、手引等の作成にあたっては、登記官、実施市町村、地権者等関係者が共通の認識で、円滑に調査を進めることが実施出来るように、既存公園と現地の乖離がある場合の修正方針(登記所が修正を求める事項と地籍調査におけるその処理方法)を、主な事例や地域毎に分けたものでも構わないので、記載して頂きたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。あわせて、地方自治法第245条の2(関与の法定主義)から法律及びこれに基づく政令によらない関与は認められないため、地籍調査における登記官からの修正指示はあくまで技術的な助言であることを通知等で明確化すること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>〇地籍調査が自治事務であるにもかかわらず、登記官からの修正指示により地方公共団体に相当な事務負担が生じていること等を踏まえ、登記官と地方公共団体職員等との共通認識となる修正方針に関するガイドライン等を全国統一あるいは地域ごとに作成すべきではないか。実態を踏まえ、早急に検討し、2次にアリンクまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>公園は、種類や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公園の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公園がどの程度筆界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公園に示された内容をどの程度筆界の調査の考慮要素とするかは、その事実ごとに個別的に判断する必要がある。資料としての公園の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った筆界の調査につながる可能性があり適当でない。</p> <p>一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。 (具体的な内容は別紙のとおり)</p>	<p>5【法務省】 (3)国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。 (関係府省:国土交通省)</p>	通知	令和4年3月23日	<p>・地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知)</p> <p>・地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)</p>		